

昭和五十八年法律第四十三号

浄化槽法

目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 浄化槽の設置（第五条～第七条の二）
第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等（第八条～第十二条の三）
第四章 浄化槽の型式の認定（第十三条～第十二条の四十七）
第五章 浄化槽の清掃業の許可（第三十五条～第十四条）
第六章 浄化槽工事業に係る登録（第二十一条～第三十四条）
第七章 浄化槽設備士（第四十二条～第四十四条）
第八章 浄化槽管理士（第四十五条～第四十七条）
第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第四十八条）
第十章 雜則（第四十九条～第五十八条）
第十一章 罰則（第五十九条～第六十八条）
附則
第一章 総則 (目的)
第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による屎尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 (定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 浄化槽 便所と連結して屎尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水

道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置した屎尿処理施設以外のものをいう。

二 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五第一項の規定に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。

三 浄化槽の保守点検 済査の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五 浄化槽製造業者 第十三条第一項又は第二

六 浄化槽工事業 済査の工事業をい

う。

七 浄化槽工事業者 第二十二条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をい

う。

八 浄化槽清掃業 济査の清掃を行ふ事業をい

う。

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可

を受けて浄化槽清掃業を営む者をい

う。

十 浄化槽設備士 济査工事を実地に監督す

る者として第四十二条第一項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をい

う。

十一 浄化槽管理士 济査管理士の名称を用

いて浄化槽の保守点検の業務に從事する者と

して第四十五条第一項の浄化槽管理士免状の

交付を受けている者をい

う。

十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年

法律第二百一号）第二条第三十五号本文に規定する特定行政庁をい

う。ただし、同法第九

十七条の二第一項若しくは第二項の市町村又

は特別区の区域については、当該浄化槽に係

る建築物の審査を行うべき建築主事若しくは

建築副主事を置く市町村若しくは特別区の長

又は都道府県知事をい

う。

三 浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省

令・環境省令で定める。

四 都道府県は、地域の特性、水域の状態等によ

り、前項の技術上の基準のみによつては生活環

境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと

過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工

の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずる

ことができる。

五 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

六 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第七条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

八 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

（第二章 浄化槽の設置）

第三条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

四 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

五 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第六条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

七 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第八条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

九 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第十条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

十一 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第十二条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

十三 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第十四条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

十五 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第十六条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

十六 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第十七条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

十七 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第十八条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

十九 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第二十条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

二十 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第二十一条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

二十一 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第二十二条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

二十二 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第二十三条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

二十四 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第二十五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

二十六 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第二十七条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

二十八 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第二十九条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

三十 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第三十一条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

三十二 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第三十三条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

三十四 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第三十五条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

三十六 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第三十七条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

三十八 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第三十九条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

四十 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第四十一条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

四十二 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第四十三条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、屎尿を公用用水域等に放流してはならない。

四十四 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第四十五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

四十五 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができる。

第三条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければならない。

第三條 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第四条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第五条 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第六条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければならない。

第七条 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第八条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第九条 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第十条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づく屎尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければならない。

第十一条 浄化槽の設置

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第十二条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは

運営するための浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第十三条 浄化槽の清掃

（技術上の基準）

第十四条 浄化槽による屎尿処理等

に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処

で定めるところにより、浄化槽の設置に関する 計画（以下「設置計画」という。）を作成する ものとする。
2 設置計画においては、次に掲げる事項を定め るものとする。
3 その他国土交通省令・環境省令で定める 事項
4 市町村は、設置計画を作成しようとするとき は、環境省令で定めるところにより、あらかじ め、第一項に規定する浄化槽ごとに、当該浄化 槽を設置することについて、当該浄化槽が設置 される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処 理させる建築物の所有者の同意を得なければな らない。
5 市町村は、設置計画を作成しようとする場合 において、国土交通省令・環境省令で定めると ころにより、あらかじめ、都道府県知事及び特 定行政庁に協議し、その同意を得たときは、当 該同意の日において、第一項に規定する浄化槽 の設置について、第五条第一項の規定による届 出及び同条第四項ただし書に規定する通知があ つたものとみなす。
6 前二項の規定は、設置計画の変更について準 用する。
7 第十二条の六 市町村は、浄化槽処理促進区域内 に存する浄化槽であつて地方公共団体以外の者 が所有するものについて、環境省令で定めると ころにより、自ら管理することができる。 (設置の完了の通知等)
8 第十二条の七 市町村は、設置計画に基づき浄化 槽の設置が完了したときは、当該浄化槽で汚水 を処理させることとなる建築物の所有者に対 し、その旨を通知しなければならない。
9 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ に代えることができる。 (排水設備の設置等)
10 第十二条の八 第十二条の五第三項の規定による 同意をした建築物の所有者及びその相続人その 他の一般承継人は、前条第一項の規定による通 知を受けたときは又は同条第二項の規定による公 告があつたときは、遅滞なく、当該建築物の汚 水を公共浄化槽に流入させるために必要な污水 管その他の排水施設（以下「排水設備」とい う）を設置しなければならない。この場合に おいて、当該建築物にくみ取便所が設けられて いるときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗 便所（污水管が公共浄化槽に連結されたものに 限る。以下同じ。）に改修しなければならない。

11 第十二条の九 前条第一項の規定により排水設備 を設置しなければならない者は、他人の土地又 は排水設備を使用しなければ污水を公共浄化槽 に流入させることができないときは、他人の土 地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備 を使用することができる。この場合において は、他人の土地又は排水設備にとって最も損害 の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければ なければならない。
12 第十二条の十 汚水を公共浄化槽に流入させるた めに必要な排水設備が設置されている建築物 の所有者は、当該排水設備の使用を廃止しては いけばならない。ただし、当該建築物を撤去する 場合は、妨げてはならない。
13 第十二条の十一 污水を公共浄化槽に流入させるた めに必要な排水設備を第十二条の五第三項の規 定による同意に係る建築物以外の建築物に設置 しようとする者は、環境省令で定めるところに より、あらかじめ、市町村の承認を受けなければ ならない。
14 第十二条の十二 市町村は、公共浄化槽の機能及 び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水 域等に放流される水の水質を第四条第一項の技 術上の基準に適合させるために必要な限度にお いて、その職員をして他人の土地又は建物に立 ち入り、排水設備その他の物件を検査させるこ とができる。ただし、住居に立ち入る場合には、 あらかじめ、その居住者の承諾を得なければな らない。
15 第十二条の十三 市町村は、公共浄化槽に関する使 用を制限しようとするときは、使用を制限しよ うとする期間及び時間制限をする場合にあつて はその時間をあらかじめ関係者に周知させる措 置を講じなければならない。
16 第十二条の十四 市町村は、条例で定めるところ により、公共浄化槽の使用に係る料金を徴収す ることができる。

17 第十二条の十五 市町村又はその命じた者若しく は委任した者は、公共浄化槽に関する調査、測 量若しくは工事又は公共浄化槽の管理のためや むを得ない必要があるときは、他人の土地に立 ち入ることができる。
18 第十二条の十六 污水を公共浄化槽に流入させる ために必要な排水設備が設置されている建築物 の所有者は、当該排水設備の使用を廃止しては いけばならない。ただし、当該建築物を撤去する 場合は、妨げてはならない。
19 第十二条の十七 前項本文の建築物の所有者は、同項た だし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃 止することができる。
20 第十二条の十八 前項本文の建築物の所有者は、同項た だし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃 止することができる。

21 第十二条の十九 前項の規定により他人の土地を使用した者 は、当該使用により他人に損失を与えた場合に おいては、その者に對し、通常生ずべき損失を 補償しなければならない。
22 第十二条の二十 汚水を公共浄化槽に流入させるた めに必要な排水設備の設置の承認（排水設備の設 置の承認）
23 第十二条の二十一 污水を公共浄化槽に流入させるた めに必要な排水設備を第十二条の五第三項の規 定による同意に係る建築物以外の建築物に設置 しようとする者は、環境省令で定めるところに より、あらかじめ、市町村の承認を受けなければ ならない。
24 第十二条の二十二 市町村は、公共浄化槽の機能及 び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水 域等に放流される水の水質を第四条第一項の技 術上の基準に適合させるために必要な限度にお いて、その職員をして他人の土地又は建物に立 ち入り、排水設備その他の物件を検査させるこ とができる。ただし、住居に立ち入る場合には、 あらかじめ、その居住者の承諾を得なければな らない。
25 第十二条の二十三 前項の規定により他人の土地に立ち入 るべき土地に立ち入ろうとするときは、立入りの 際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に 告げなければならない。
26 第十二条の二十四 日出前及び日没後においては、占有者の承諾 があった場合を除き、前項に規定する土地に立 ち入つてはならない。
27 第十二条の二十五 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうと するときは、あらかじめ、当該土地の占有者に その旨を通知しなければならない。ただし、あ らかじめ通知することが困難であるときは、こ の限りでない。
28 第十二条の二十六 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲ま れた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの 際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に 告げなければならない。
29 第十二条の二十七 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解釈してはならない。
30 第十二条の二十八 第一項の規定により他人の土地に立ち入 るべき土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があつたときは、これを提示しな ければならない。
31 第十二条の二十九 第一項の規定による立入りを拒み、又 は妨げてはならない。
32 第十二条の三十 市町村は、第一項の規定による立入りによ つて損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失を 補償しなければならない。
33 第十二条の三十一 市町村は、第一項の規定による立入りによ つて損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失を 補償しなければならない。
34 第十二条の三十二 前項本文の建築物の所有者は、同項た だし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃 止することができる。
35 第十二条の三十三 前項本文の建築物の所有者は、同項た だし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃 止することができる。

第四十条 (帳簿の備付け等) 净化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条 市町村長は、净化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該净化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

市町村長は、净化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは净化槽清掃業者の能力が第三十九条第一項第一号に規定するものに該当する場合は、前項の規定による指示を下すことができる。

3
りに昌谷より一の執行を経て、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者国土交通大臣は、浄化槽設備士がこの法律又はこの法律に基づく处分に違反したときは、その浄化槽設備士免状の返納を命ずることができる。
4 浄化槽設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関する事項は、国土交通省令で定める。
(浄化槽設備士試験)
第四十三条 浄化槽設備士試験は、浄化槽工事に關して必要な知識及び技能について行う。

二 適切なものであること。

一 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、「一般社団法人又は一般財團法人」以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

第四十三条の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

四 場合、その研究管財人
　　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の
事由により解散した場合 その清算人

五 凈化槽清掃業を廃止した場合 凈化槽清掃
業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつ
た法人の役員

(標識の掲示)

第三十九条 浈化槽清掃業者は、環境省令で定め
るところにより、その営業所ごとに、その見や
しい場所に、氏名又は名称その他の環境省令で
定める事項を記載した標識を掲げなければなら
ない。

定する者（以下この章において「指定訓練監督」で
関」という。）が国土交通省令・環境省令で
定めるところにより行う浄化槽工事に関する
必要な知識及び技能に関する講習（以下この
章において「講習」という。）の課程を修了
した者

国土交通大臣は、次の各号の一に該当する者
に対し、浄化槽設備士免状の交付を行わな
いことができる。

一 次項の規定により浄化槽設備士免状の返納
を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
二 この法律又はこの法律に基づく处分に違反

第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第四十三条第四項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

れかに該当することとなつた場合においては、その旨
当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨
を市町村長に届け出なければならない。
一 死亡した場合 その相続人
二 法人が合併により消滅した場合 その役員
であつた者
三 法人が破産手続開始の決定により解散した

第四四十二条 净化槽設備士免状は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、国土交通大臣が交付する。
一　淨化槽設備士試験に合格した者
二　建設業法第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定（第二次検定に限る。）に合格した後、国土交通大臣及び環境大臣の指

6 国土交通大臣は、浄化槽設備士試験に関する不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とことができる。
7 國土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽設備士試験を受けることができないものとすることができる。

（三種の不正行為）
（試験機関の役員がこの法律に基づく命令又は処分を含む。）
（二）この法律に規定する試験機関の役員が
（三）第四十三条の五第一項に規定する試験機関の役員が
（四）事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験機関の役員が
（五）事務に關し著しく不適當な行為をしたときは、
（六）指定期間に対し、當該役員の解任を命ぜざる
（七）ことができる。
（事業計画の認可等）

(変更の届出) いざれかに該当する者があるもの
第三十七条 净化槽清掃業者は、環境省令で定め
るところにより、第三十五条第三項の申請書及
び添付書類の記載事項に変更があつたときは、
変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長
に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

三 第三十六条第二号イ、ハ又はホから又までのいづれかに該当することとなつたとき。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

第六章 第三十五条第四項の規定は、前項の規定による处分をした場合に準用する。

の指定する者（以下の章において「指定試験機関」という。）に、浄化槽設備士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

（2）浄化槽設備士試験委員その他の浄化槽設備士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行

なくなつた日から起算して二年を経過しない者
ロ 次条第二項の命令により解任され、その
解任の日から起算して二年を経過しない者
(指定試験機関の役員の選任及び解任)
第四十三条の三 指定試験機関の役員の選任及び
解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その
効力を生じない。

船廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの、浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がいからずまで又は又のいづれかに該当するもの

十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき
又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当する
ときは、その許可を取り消し、又は六月以内の
期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停
止を命ぜることができる。

4 3 2
淨化槽設備士試験は、国土交通大臣が行う
浄化槽設備士試験の実施に関する事務を行わ
せるため、国土交通省に浄化槽設備士試験委員会
を置く。ただし、次項の規定により指定された
者に当該事務の全部を行わせることとした場合
は、この限りでない。
④ 国土交通大臣は、国土交通大臣及び環境大臣

四 申請者が 第四十三条の十二の規定により
指定を取り消され その取消しの日から起算
して二年を経過しない者であること。
申請者の役員のうちに、次のいずれかに該
当する者のがあること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、そ
れの執行と並行しては執行を受けることとさ
ること。

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十三条の二十二 指定講習機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習業務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。(監督命令)

第四十三条の二十三 主務大臣は、この法律施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習業務に關し監督上必要な命令をすることができる。(講習業務の休業止)

第四十三条の二十四 指定講習機関は、主務大臣の許可を受けなければ、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(指定の取消し等)

第四十三条の二十五 主務大臣は、指定講習機関が第四十三条の十八第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部を停止を命ぜたとき。

一 第四十三条の十八第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四十三条の十九又は前条の規定に違反したとき。

三 第四十三条の二十第一項の認可を受けた講習業務規程によらないで講習業務を行つたとき。

四 第四十三条の二十第三項又は第四十三条の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)

第四十三条の二十七 主務大臣は、次の場合は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十二条第一項第二号の規定による指定をしたとき。

二 第四十三条の二十四の規定による許可をしたとき。

三 第四十三条の二十五の規定により指定を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四十三条の二十八 この章における主務大臣は、国土交通大臣及び環境大臣とする。ただし、第四十三条の五第一項及び第三項、第四十条の十四条に規定する主務大臣は、国土交通大臣とする。

第四十三条の二十九 この章における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣とする。ただし、第四十三条の六第三項、第四十三条の十一並びに第四十三条の十四に規定する主務大臣は、国土交通省令とする。ただし、第四十三条の五第二項、第四十三条の六第二項及び第三項、第四十条の九並びに第四十三条の十七に規定する主務省令は、国土交通省令とする。

2 國土交通大臣は、前項ただし書に規定する国土交通省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 (名称の使用制限)

第四十四条 净化槽設備士でなければ、净化槽設備士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第八章 净化槽管理士

第四十五条 净化槽管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣が交付する。

1 流化槽管理士試験に合格した者

2 環境大臣の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が環境省令で定めるところにより行う净化槽の保守点検に関する必要な知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)の課程を修了した者

二 環境大臣は、次の一に該当する者に対しては、净化槽管理士免状の交付を行わないこ

とができる。

一 次項の規定により净化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

第四十六条の二 第四十三条の二の規定は第四十六条第四項の規定による指定について、第四十三条の三から第四十三条の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三条の十八の規定は第四十五条第一項第二号の規定による指定について、第四十三条の十九から第四十三条の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三条の六の見出し中「净化槽設備士試験委員」とあるのは「净化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「净化槽

槽設備士試験」とあるのは「净化槽管理士試験」と、「净化槽設備士試験委員」とあるのは「净化槽管理士試験委員」と、第四十三条の七第一項中「净化槽設備士試験」とあるのは「净化槽管理士試験」と、第四十三条の十五及び第四十三条の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三条の十七中「净化槽設備士試験」とあるのは「净化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務大臣等)

第四十六条の三 前条において準用する第四十三条の二から第四十三条の二十七までに規定する主務大臣は、環境大臣とする。

第四十七条 净化槽管理士でなければ、净化槽管理士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第九章 条例による净化槽の保守点検を業とする者の登録制度

第四十八条 都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。)は、条例で、净化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ净化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

3 五年以内の登録の有効期間に関する事項

4 第一項の登録を受けた净化槽の保守点検を業とした書面の提出等に関する事項

5 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

6 保守点検を業とする者は、净化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項

7 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて净化槽管理士試験を受けることができないものとすることができる。

は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべき」とを申し出ることができる。

第十九章 雜則

(浄化槽台帳の作成)

都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三 その他環境省令で定める事項

四 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管

理士

六 指定検査機関

七 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関

八 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

九 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

一〇 第十六条の認定の更新を受けようとする者は、当該指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合については、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一一 第十六条の認定の更新を受けようとする者は、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一二 浄化槽設備士免状の交付、再交付又は書換手数料は、指定試験機関の収入とする。

一三 浄化槽設備士試験を受けようとする者は、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一四 浄化槽設備士免状の交付、再交付又は書換手数料は、指定試験機関の収入とする。

一五 浄化槽管理士試験を受けようとする者は、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一六 浄化槽の設置の援助

一七 国又は地方公共団体は、浄化槽の設置について、必要があると認める場合には、所要の援助その他の措置を講ずるように努めるものとする。

一八 市町村は、当該市町村の区域内で収集された浄化槽内に生じた汚泥、スカム等につ

いて、当該市町村のし尿処理施設で処理するよう努めなければならない。

(報告徴収(立入検査等))

重要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 浄化槽管理者

二 浄化槽製造業者

三 浄化槽工事業者

四 浄化槽清掃業者

五 第十条第三項の規定による浄化槽工事における審理は、公開により行わなければならぬ。

一 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定による認定の取消し

二 第十二条第二項の規定による浄化槽工事業者の登録の取消し

三 第四十一条第二項の規定による浄化槽清掃業者の許可の取消し

四 第四十二条第三項の規定による浄化槽設備士免状の返納命令

五 第四十三条の十二(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消し

六 第四十三条の二十五(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機関の指定の取消し

七 第四十五条第三項の規定による浄化槽管理士免状の返納命令

八 第四十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

九 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一〇 第四十三条の十二第二項又は第四十四条の二において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は講習業務(第四十三条の十一条第三項第二号(第四十六条の二において準用する場合を含む。)に規定する講習業務をいう。以下同じ。)の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一二 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一三 第五条第三項の規定による命令に違反し

一四 第五条第一項の規定による命令に違反し

一五 第五条第一項の規定による命令に違反し

一六 第五条第一項の規定による命令に違反し

一七 第五条第一項の規定による命令に違反し

一八 第五条第一項の規定による命令に違反し

一九 第五条第一項の規定による命令に違反し

二〇 第五条第一項の規定による命令に違反し

二一 第五条第一項の規定による命令に違反し

二二 第五条第一項の規定による命令に違反し

二三 第五条第一項の規定による命令に違反し

二四 第五条第一項の規定による命令に違反し

二五 第五条第一項の規定による命令に違反し

二六 第五条第一項の規定による命令に違反し

二七 第五条第一項の規定による命令に違反し

二八 第五条第一項の規定による命令に違反し

二九 第五条第一項の規定による命令に違反し

三 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。(聴聞の方法の特例)

四 第五十五条 次に掲げる处分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

一 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定による認定の取消し

二 第十二条第二項の規定による浄化槽工事業者の登録の取消し

三 第四十一条第二項の規定による浄化槽清掃業者の許可の取消し

四 不正の手段により第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十五条第一項の許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者

七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

八 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

九 第四十三条の十二第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

一〇 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、一百五十万円以下の罰金に処する。

一二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

一三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五百六十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して認定を受けた型式の浄化槽以外の浄化槽を製造した者

二 第十七条第三項の規定に違反して浄化槽を輸入した者

三 第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

四 不正の手段により第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十五条第一項の許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者

七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

八 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

九 第四十三条の十二第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

一〇 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、一百五十万円以下の罰金に処する。

一二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

一三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一八 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一九 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二〇 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二八 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二九 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二八 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 罰則

一 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五百六十万円以下の罰金に処する。

二 第十七条第三項の規定に違反して浄化槽を製造した者

三 第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

四 不正の手段により第二十二条第一項又は第三項の登録を受けた者

五 第三十二条第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十五条第一項の許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者

七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者

八 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

九 第四十三条の十二第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した者

一〇 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、一百五十万円以下の罰金に処する。

一二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

一三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一八 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一九 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二〇 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二八 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二九 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二一 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二二 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二三 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二四 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二五 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二六 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

二七 第四十三条の十二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第二十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して浄化槽工事を施工した者

二 第十条第二項の規定に違反して技術管理者を置かなかつた者

三 第十二条の八第三項（第十二条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けないで排水設備を設置した者

五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒み、又は妨げた者

七 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃止した者

八 第十七条第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者

九 第十七条第二項の規定に違反して表示を付した者

十 第二十九条第二項の規定に違反して措置をとらなかつた者

十一 第二十九条第三項の規定に違反して浄化槽工事を行つた者

十二 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十三 第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して故意に不正の採点をした者

十四 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者

十五 第五十三条第一項（第七号又は第八号に係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十三条第二項（同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六条 次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条の九又は第四十三条の二十二（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿

二 第四十三条の十一又は第四十三条の二十四（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は講習業務の全部を廃止したとき。
三 第五十三条第一項（第七号又は第八号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十三条第二項（同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条（第十三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第三項、第二十五条第一項、第二十六条、第三十三条第三項、第三十七条又は第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項後段の規定による通知をしなかつた者

三 第三十条又は第三十九条の規定に違反して標識を掲げない者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十一条の二第一項、第十一条の三、第十二条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による場合において虚偽の届出をした者

二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第五十条（同条第一項第六号を除く。）、第五十三条（同条第一項第六号から第九号までに掲げる者に係る部分に限る。）、第六十二条第八号及び第六十三条の規定並びに附則第七条、附則第八条及び附則第十条第一項から第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（浄化槽の設置等の届出及び水質検査に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧廃掃法」という。）第八条の規定により届出がされている浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更については、第五条の規定は、適用しない。

前項の浄化槽又はこの法律の施行の際現に、浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認若しくは同法第十八条第四項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の通知を受けている浄化槽で、これらの浄化槽工事業がこの法律の施行後六月以内に完了したものについては、第七条の規定は、適用しない。

（浄化槽工事業に係る経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に浄化槽工事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間は、第二十一条第一項の登録を受けないでも引き続き浄化槽工事業を営むことができる。

（建設業者に関する特例に係る経過措置）

第四条 この法律の施行の際第三十三条第一項に規定する者で現に浄化槽工事業を行っているものに係る同条第三項の規定の適用については、同項中「浄化槽工事業を開始したときは」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して六十日以内に」と、「その旨を」とあるのは「浄化槽工事業を行つてゐる旨を」とする。

（従前のし尿浄化槽清掃業の許可の効力等）

第五条 この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この法律の相当規定によつてなされた浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

第六条 前条に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

(淨化槽設備士免状の特例)

第七条 国土交通大臣は、この法律の施行の際厚生大臣及び建設大臣が定める者の行う淨化槽の工事に関する講習会等の課程を修了している者で、現に淨化槽工事の業務に從事しており、かつ、建設省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が指定する淨化槽工事に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したものに対し、淨化槽設備士免状を交付することができる。

(淨化槽管理士免狀の特例)

第八条 環境大臣は、この法律の施行の際厚生大臣が定める者の行う淨化槽の管理技術に関する講習会等の課程を修了している者で、現に淨化槽の保守点検の業務に従事しており、かつ、厚生大臣が指定する淨化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したものに対し、淨化槽管理士免狀を交付することができる。

(淨化槽設備士又は淨化槽管理士の名称使用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に淨化槽設備士若しくは淨化槽管理士又はこれらに紛らわしい名称を用いてゐる者については、第四十四条又は第四十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(淨化槽の型式の認定の特例)

第十条 淨化槽を工場において製造しようとする者は又は外国の工場において本邦に輸出される淨化槽を製造しようとする者は、昭和六十年九月三十日までに申請して、製造しようとする淨化槽の型式について、建設大臣の認定を受けることができる。

3 前二項に定めるもののはか、認定の申請、認定の表示、認定の取消し、厚生大臣に対する通知その他の淨化槽の型式の認定に關し必要な事項は、建設省令で定める。

- 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

5 第一項の期日までに前各項の規定によつてし
た認定、手続その他の行為は、この法律（この
条を除く。）の相当規定によつてしたものとみ
なす。

（特定既存単独処理浄化槽に対する措置）

第十一條 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるとときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ぜることができる。

4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する事項は、環境省令で定める。

5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則（昭和六二年六月二日法律第六三
号）抄（施行期日）

附 則（昭和六三年五月二一〇日法律第四
九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

- | |
|--|
| <p>九号 抄 (昭和六三年五月一〇日法律第四)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（その他の処分、申請等に係る経過措置）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二年六月二九日法律第六一）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成三年一〇月五日法律第九五）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 （平成五年一一月一二日法律第八九号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）</p> <p>（この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかわらず、なお従前の例による。）</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。法律の施行前に伴い必要な経過措置は政令で定める。</p> <p>附 則 （平成九年五月九日法律第五五〇）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一〇年五月八日法律第五四一）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則</p> |
|--|

第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定
二 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る)、
(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第四条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条(ただし書)、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定(浄化槽法の一部改正に伴う経過措置)
第二百四十七条 施行日前にされた行政手続の处分に係る第四百四十九条の規定による改正前の浄化槽法第五十六条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。
(国等の事務)
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。) 及び附則第七条の規定 (公布の日 (浄化槽法の一部改正に伴う経過措置)) 第五条 第三条の規定による改正後の浄化槽法 (以下この条において「新浄化槽法」という。) 第二十五条第一項の規定は、新浄化槽法第二十条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) の施行の日から施行する。(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。) の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定 (前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年六月一二日法律第三〇号) 抄

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七條の二第一項及び第二十七條の十六第一項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(みなし公共浄化槽)

第二条 この法律による改正後の浄化槽法 (以下「新法」という。) 第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する新法第二条第一号に規定する浄化槽 (以下この

条において単に「浄化槽」という。) のうち、新法第二条第一号の二に規定する公共浄化槽 (以下この条において単に「公共浄化槽」という。) 以外の浄化槽であつて当該浄化槽処理促進区域内に存する建築物 (国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。) に居住する者の日常生活に伴い生ずる屎及び雑排水を処理するために市町村が管理しているものは、新法第十二条の十から第十二条の十七までの規定の適用については、公共浄化槽とみなす。

(準備行為)

第三条 市町村は、新法第十二条の四第一項の規定により浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、都道府県知事に協議することができる。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日